

農協系統金融機関の令和6事業年度における農協法等開示債権等の状況について

(単位:億円、%)

		令和6事業年度末	令和5事業年度末
(539)	農協系統	総与信額	518,570
		農協法等開示債権	3,410
		破産更生等債権	990
		危険債権	2,190
		三月以上延滞債権	10
		貸出条件緩和債権	220
		正常債権	515,160
農協法等開示債権比率		0.7	0.7
(1)	農林中金	総与信額	177,530
		農協法等開示債権	770
		破産更生等債権	10
		危険債権	650
		三月以上延滞債権	0
		貸出条件緩和債権	110
		正常債権	176,760
農協法等開示債権比率		0.4	0.5
(31)	信連	総与信額	89,090
		農協法等開示債権	460
		破産更生等債権	40
		危険債権	400
		三月以上延滞債権	0
		貸出条件緩和債権	20
		正常債権	88,630
農協法等開示債権比率		0.5	0.7
(507)	農協	総与信額	251,950
		農協法等開示債権	2,180
		破産更生等債権	940
		危険債権	1,140
		三月以上延滞債権	10
		貸出条件緩和債権	100
		正常債権	249,760
農協法等開示債権比率		0.9	0.9

資料:農林水産省調べ。

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く)。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く)。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4に掲げる債権以外のものに区分される債権。
6. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不整合がある。
7. ()内は、令和6事業年度末時点での対象機関数。

○ 農協系統金融機関の農協法等開示債権等の状況(令和6事業年度末時点)

(参考)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	農協法等開示債権				正常 債権 (億円)	農協法等 開示債権 比率 (B)／(A) (%)	合 計 (億円)	貸倒引当金 個別貸倒 引当金 (億円)	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	三月以上 延滞債権 (億円)					
農協系統合計	539 (570)	518,570 (505,230)	3,410 (3,680)	990 (1,050)	2,190 (2,360)	10 (10)	220 (250)	515,160 (501,540)	0.7 (0.7)	2,530 (2,640)	1,510 (1,610)
農林中金	1 (1)	177,530 (172,530)	770 (790)	10 (0)	650 (650)	0 (0)	110 (140)	176,760 (171,740)	0.4 (0.5)	1,180 (1,150)	580 (590)
信連	31 (32)	89,090 (89,020)	460 (600)	40 (40)	400 (540)	0 (0)	20 (20)	88,630 (88,420)	0.5 (0.7)	550 (620)	300 (350)
農協	507 (537)	251,950 (243,680)	2,180 (2,290)	940 (1,010)	1,140 (1,180)	10 (10)	100 (90)	249,760 (241,380)	0.9 (0.9)	800 (870)	630 (670)

(参考) 全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権等の状況(令和6事業年度末時点)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	金融再生法開示債権			正常 債権 (億円)	不良債権 比率 (B)／(A) (%)	合 計 (億円)	貸倒引当金 個別貸倒 引当金 (億円)	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)					
全国銀行	107 (109)	7,664,140 (7,478,520)	84,130 (95,790)	11,400 (12,400)	52,240 (60,470)	20,490 (22,930)	7,580,000 (7,382,730)	1.1 (1.3)	41,480 (44,750)	20,020 (23,420)
信金・信組	399 (399)	1,094,740 (1,079,680)	37,870 (38,400)	7,370 (7,290)	27,450 (27,850)	3,050 (3,270)	1,056,870 (1,041,220)	3.5 (3.6)		

資料：農協系統金融機関は農林水産省調べ、それ以外は金融庁調べ。

(注1)金融庁は、全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権を公表しており、その中では、農協系統金融機関における「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に相当するものが、「要管理債権」として開示されている。

(注2) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不完全である。

(注3) ()下段は、令和5事業年度末時点の金額等